

埼玉県立精神保健福祉センター自立訓練施設指定管理者候補者の 選定結果について

埼玉県福祉部障害者福祉推進課

令和2年7月7日から募集を開始した埼玉県立精神保健福祉センター自立訓練施設の指定管理者については、埼玉県議会12月定例会の議決を経て指定しました。

つきましては、指定管理者候補者の選定に当たった経緯等について公表いたします。

1 埼玉県立精神保健福祉センター自立訓練施設指定管理者について

指定管理者：社会福祉法人恩賜財団済生会支部埼玉県済生会
埼玉県川口市西川口5丁目11番5号
支部長 原 澤 茂

2 指定の期間について

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5年間）

3 応募の状況について

(1) 現地説明会の参加団体数

令和2年8月5日実施説明会 1団体

(2) 応募申請団体数

- ・令和2年9月7日締切り 1団体
- ・申請団体の内訳
社会福祉法人 1団体

4 指定管理者候補者の選定について

(1) 選定基準

ア 審査基準

- ① 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正に自立訓練施設の運営を行うことができること。
- ② 自立訓練施設の設置の目的を効果的に達成し、効率的な運営を行うことができること。
- ③ 指定管理業務を安定して行う経営基盤を有していること。
- ④ 指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報の適正な取扱いを確保することができること。

イ 審査項目

- ① 応募資格に適合しているか。
法令等に適合した運営を確保できるか。

- ② 県が設置する公の施設としての役割を適切に担うことができるか。
- ③ 利用者本位の柔軟なサービスが提供されるか。
- ④ 処遇が困難な利用者に対応できる熟練した職員を確保できるか。
- ⑤ 安全に配慮した管理を実施できるか。
- ⑥ 指定管理業務に係る委託料（提案額）は適切な額か。
- ⑦ サービスの自己評価に取り組む内容となっているか。
その他施設の設置目的を達成するための取組が提案されているか。
- ⑧ 法人等の経営基盤が安定しているか。
- ⑨ 個人に関する情報の適正な取扱いは確保されているか。

(2) 選定委員会の委員

氏 名	職 業 等
岩崎 香	早稲田大学教授
小川 千恵子	公認会計士
稲葉 晃	埼玉県精神障害者団体連合会事務局次長
沢辺 範男	埼玉県福祉部副部長
村瀬 泰彦	埼玉県福祉部障害者福祉推進課長

(3) 第1次審査について

審査基準に基づき、資格・書類審査を実施しました。

○ 審査結果

応募者1団体を第2次審査対象団体としました。

社会福祉法人 1団体

(4) 第2次審査について

プレゼンテーション及び選定委員によるヒアリング等による審査を実施しました。

○ 審査結果

・採点結果

審 査 項 目 (配 点)			採点結果
1	応募資格に適合しているか。 法令等に適合した運営を確保できるか。	50点	44点
2	県が設置する公の施設としての役割を適切に担うことができるか。	175点	139点
3	利用者本位の柔軟なサービスが提供されるか。	125点	98点
4	処遇が困難な利用者に対応できる熟練した職員を確保できるか。	75点	54点
5	安全に配慮した管理を実施できるか。	50点	38点
6	指定管理業務に係る委託料（提案額）は適切な額か。	150点	108点

7	サービスの自己評価に取り組む内容となっているか。 その他施設の設置目的を達成するための取組が提案されているか。	50点	37点
8	法人等の経営基盤が安定しているか。	50点	34点
9	個人に関する情報の適正な取扱いは確保されているか。	25点	19点
合 計 点		750点	571点

※ 各委員150点満点で5名、750点満点で実施。

○ 社会福祉法人恩賜財団済生会支部埼玉県済生会の選定理由

<ul style="list-style-type: none"> 精神障害者を対象とした自立訓練施設を運営しており、医療観察法対象者や長期入院患者等の処遇困難な利用者の受入実績があるなど、県立施設としての役割を的確に担うことができる。 利用者一人一人のニーズに応じた自立訓練を実施するなど、利用者本位の柔軟なサービスを提供できる。 県内で福祉施設及び医療機関等を運営してきた実績があり、法人全体としての経営基盤が安定している。
--

○ (参考) 選定委員会での主な質疑

質 疑	回 答
利用者の利用期間について	現在、利用期間を原則1年間としているが、ケースの状態に応じてもう少し余裕をもって訓練ができるよう2年間の範囲内で柔軟に退所の時期を設定できるようにする。

5 社会福祉法人恩賜財団済生会支部埼玉県済生会の提案の概要

(1) 県が設置する公の施設としての役割

① 指定管理業務を行うに当たっての基本方針

- ・ 県立の役割として、広く県民にサービスを提供する。
- ・ 高い質の支援を提供できるように職員の資質の向上を図る。
- ・ 当事者及び地域のニーズを把握し、適したサービスを提供する。
- ・ 高い倫理観を持ち、法令順守を徹底する。
- ・ 障害者の権利擁護に基づいたサービスを提供する。

② 処遇が困難なケースの受入れ・支援

- ・ 医療観察法対象者や長期入院患者などの処遇が困難な事例への支援については、関係機関との連携を図り、本人への支援が効果的になるよう努める。

③ 広報計画について

- ・ 県内の精神科病院及び障害者相談支援事業所に積極的に利用案内を進める。

(2) 利用者本位のサービスの提供

① 障害福祉サービスを提供する上での基本方針

- ・利用者が主役であり、一人一人の人権を守り、利用者の自己実現に向けた支援を行う。
- ・利用者が置かれている状況と背景を十分に理解し、利用者を尊重した自立支援に努める。
- ・利用者の理解を促進するために家族の立場にも配慮した家族支援を行う。
- ・常に職員の資質の向上を図り、質の高いサービスを提供する。
- ・福祉サービスを通じ、地域との結びつきを大切にし、地域に開かれた施設づくりを行う。
- ・利用期間は、利用者の状況に合わせて柔軟に設定する。

② 利用者の円滑な受入れのための配慮

- ・利用希望者とよく話し合い、利用者のペースに応じた体験利用を進める。

③ アフターケア

- ・地域移行後の本人の不安が軽減できるように、地域に慣れるまでの一定期間のアフターケアを実施する。

(3) 安全に配慮した管理

① 危機管理に対する方針

- ・利用者の生命、身体を保護するため、危機の回避及び危機発生時における迅速な初動対応と二次被害の防止に努める。

② 虐待防止

- ・障害者の権利擁護に関する研修及び学習会に参加し、権利擁護意識の向上に努める。

(4) 個人に関する情報の取扱い

関係法令や関係条例等を遵守し、埼玉県済生会鴻巣医療福祉センター個人情報保護基本指針に従い、個人情報の保護を図る。

(5) その他の取組

- ・ひきこもりの精神障害者等で、自立が必要な方への支援も新たなニーズとして、関係機関と連携を図り、対応していく。